

奈良県告示第二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十六年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
南和興産株式会社	村上 尚助	吉野郡大淀町大字下湊一六三五番地の一七	奈良県知事許可（般二二）第一三四九六号	平成二十二年十一月十一日
有限会社回盛堂	佐野 謙二	葛城市太田八八八番地	奈良県知事許可（般二二）第五八五四号	平成二十二年九月十日
ニッソー有限公司	岸本 真治	奈良市東九条町六二一番地の三	奈良県知事許可（般二一）第一五七一六号	平成二十一年六月十一日
株式会社池浦建設	池浦 和正	香芝市上中一三四番地の一	奈良県知事許可（特二二）第一三三七一号	平成二十二年七月十三日
株式会社神原工業	神原 元	葛城市笛堂六〇二番地	奈良県知事許可（般二四）第一一二五二号	平成二十四年四月二十日

組 有限会社吉松	有限会社テラ ダエツ
秋田 直樹	寺田 幹士
大和高田市神楽二 丁目一四番四〇号	北葛城郡王寺町明 神三丁目九番一八 号
奈良県知事許可 (般二三) 第一 〇九七七号	奈良県知事許可 (般二一) 第一 四七四五号
平成二十三 年八月二日	平成二十二 年三月十五 日